

## ○有田川町空き店舗等活用推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗等において地域資源の活用や地域課題の解決等社会性を備えたビジネスを継続発展させる者に対して予算の範囲内で補助金を交付することにより、本町ならではのビジネスの発展、魅力の発信、及び空き店舗等の活用については産業振興に寄与することを目的に有田川町補助金等交付規則(平成十八年有田川町規則第三十二号。以下「規則」という。)に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「空き店舗等」とは、別表に定める要件を満たすものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に該当する者のうち、個人にあっては町内で事業を営む予定にあり、町内に住所を有する者又は補助事業完了日までに町内に転入する予定の者、法人にあっては町内で事業を営む予定にあり、かつ町内に登記された本店を有する者とする。

(1) 中小企業基本法(昭和十八年法律第百五十四号)第2条5項に定める小規模企業者  
(以下「小規模企業者」という)

(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)に規定する一般社団法人及び一般財団法人

(3) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)に規定する農事組合法人

2 前項に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象から除くものとする。

(1) 政治活動を行うことを目的とした者

(2) 宗教活動を行うことを目的とした者

(3) 暴力団及び暴力団員の統制下にある者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)に基づく届出を要する事業を営む者

(5) 2年以上継続して事業を営む見込みがない者

(6) 町内から移転し、事業を営む予定の者

(7) フランチャイズ契約若しくはチェーンストア又はこれらに類する契約に基づき事業を営む予定の者

(8) 本事業において過去に補助金の交付を受けた者

(9) 町税の滞納がある者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 町の地域資源を活用した事業

(2) 地域課題を解決することが特に認められる事業

(3) 新規性・独創性が特に認められる事業

(4) その他町長が特に定める事業

2 次のいずれかに該当する事業は対象事業から除くものとする。

(1) 前条の小規模企業者に該当する農林漁業者のうち、加工を伴わない生産物の販売事業

(2) 有田川町援農・農家民泊推進事業の対象となる事業

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象経費は、空き店舗等の改修工事に要する費用とする。

2 補助金の交付の額は、補助金交付の対象経費に2分の1を乗じて得た額と400,000円のうちいずれか低い額（その額に千円未満の端数金額がある場合は、当該端数金額を切り捨てた額）とする。

(補助対象期間)

第6条 補助金交付の対象となる期間は、交付決定日から交付決定日の属する年度の3月末日までとし、事業開始日も3月末日までとする。

(交付の申請)

第7条 補助金を受けようとする者（以下「補助事業者」という）は、有田川町空き店舗等活用推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 補助金を受けようとする者は、前項の申請書を提出するにあたり、補助対象経費に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に

地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額)がある場合には、これを減額して提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、有田川町空き店舗等活用推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、適当でないとするときは、有田川町空き店舗等活用推進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

2 町長は前項の審査に当たって、申請内容について外部専門家等に意見を聞くために、有田川町空き店舗等活用推進事業補助金審査会を設置する

(申請内容の変更等)

第9条 補助事業者は、申請の内容を変更又は中止しようとするときは、有田川町空き店舗等活用推進事業補助金事業変更(中止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、有田川町空き店舗等活用推進事業補助金実績報告書(様式第5号)に、関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(確定及び通知)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、有田川町空き店舗等活用推進事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金額の確定通知を受けたときは、速やかに有田川町空き店舗等活用推進事業補助金請求書(様式第7号)を町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の規定による請求があったときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(財産の管理及び処分)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後 5 年を経過する前に、補助事業により取得又は効用の増加した施設等(以下「施設等」という。)を処分するときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る施設等を処分したことにより、当該補助事業者が収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に納付させることができる。

3 補助事業者は、補助事業が完了した後も、施設等を適正に管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的な運用を図らなければならない。

(補助金の返還)

第 15 条 補助金の交付を受けた補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年を経過する前に、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金を全額返還しなければならない。

(1) 第 7 条及び第 10 条に規定する書類に虚偽の記載があったとき

(2) 第 14 条に規定する承認を受けず財産を処分したとき

(3) 空き店舗等で営む事業を 6 か月以上の休業又は廃業したとき

(4) 事業所を町外へ移転するとき

(5) その他町長が事業の運営、経理について、不相当と認めるとき

2 次の各号のいずれかに該当し、事情やむを得ないと認められるときは、返還の期間を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を免除することができるものとする。

(1) 死亡したとき

(2) 重度心身障害と認められるに至ったとき

(3) 心身の故障により長期の休養を要するに至ったとき

(4) その他特別の事由により償還が困難と認められるとき

(重複交付の禁止)

第 16 条 補助事業者が当該補助事業について、国、県等の他の補助金の交付を受けた場合は、本要綱に基づく当該年度の補助金は交付しないものとする。ただし、他の補助金と補助対象経費が明確に区分できるもので、他の補助金の規定を妨げない場合はこの限りでない。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	共通要件	個別要件
空き店舗	<p>町内における民間の空き店舗等で、交付申請時点において、和歌山県が定める移住推進地域の空き店舗等であること。</p> <p>店舗兼用住宅の場合、店舗部分と住居部分が明確に独立し且つ店舗部分専用の独立した出入口を有すること。</p>	<p>過去に商業の用又は事業所の用に供されていたこと。</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗内の物件及び倉庫等については対象外とする。</p>
空き家	<p>所有者と申請者との間で売買契約又は賃貸借契約を締結していること。</p>	<p>過去住居の用に供されていたこと。</p>